特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
6	県営住宅の管理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島根県は、県営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	現在は、特定個人情報ファイルの取扱いがないため、運用開始した場合は本書のとおり取り扱うこととする。

評価実施機関名

島根県知事

公表日

令和7年3月17日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	・公営住宅法に基づき県営住宅を建設し、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。・特定個人情報は、入居者の照会、入居者の所得及び課税状況等の照会に利用する。
③システムの名称	県営住宅管理システム、中間サーバ、統合宛名管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
入居者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第９条第１項　別表の27の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会する根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項 【情報提供する根拠】 なし	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	島根県土木部建築住宅課
②所属長の役職名	土木部建築住宅課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	島根県松江市殿町8番地　島根県土木部建築住宅課　住宅管理係　0852－22－6589

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	島根県松江市殿町8番地　島根県土木部建築住宅課　住宅管理係　0852－22－6589

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月16日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月16日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を行う。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数の計数年月日	令和2年2月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	
令和3年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数の計数年月日	令和2年2月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	
令和4年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数の計数年月日	令和3年2月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年2月1日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報照会の根拠　番号法第19条第7号及び別表第二の31の項　番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第22条（情報提供事務は該当なし）	・情報照会の根拠　番号法第19条第8号及び別表第二の31の項　番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第22条（情報提供事務は該当なし）	事後	
令和5年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数の計数年月日	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和6年2月1日	Ⅰ 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務の③システムの名称	県営住宅管理システム	県営住宅管理システム、中間サーバ、統合宛名管理システム	事後	
令和6年2月1日	Ⅰ 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	島根県土木部建築住宅課住宅管理グループ	島根県土木部建築住宅課住宅管理係	事後	
令和6年2月1日	Ⅰ 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	島根県土木部建築住宅課住宅管理グループ	島根県土木部建築住宅課住宅管理係	事後	
令和6年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数の計数年月日	令和5年2月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	
令和6年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数の計数年月日	令和5年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和6年3月7日	Ⅳ リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託しないの〇を削除	事後	
令和6年3月7日	Ⅳ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない（入手）	接続しない（入手）の〇を削除	事後	
令和7年1月16日	Ⅰ関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項　別表第第一の19の項 主務省令で定める事務を定める命令　第18条	番号法第9条第1項　別表の27の項	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年1月16日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報照会の根拠　番号法第19条第8号及び別表第二の31の項　番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第22条（情報提供事務は該当なし）	【情報照会する根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項 【情報提供する根拠】 なし	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年1月16日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数の計数年月日	令和6年2月1日時点	令和7年1月16日時点	事後	
令和7年1月16日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数の計数年月日	令和6年2月1日時点	令和7年1月16日時点	事後	